平成２１年（フ）第５２７号
兵庫県尼崎市神崎町17番２―402号
債務者　植田雄二郎
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３８号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目21番８号　烏田文化６号、前住所千葉県いすみ市岬町和泉3108番地14
債務者　田村　榮子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１７２号
鳥取県岩美郡岩美町大字岩井615番地
債務者　髙垣麻由美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８５号
鳥取県鳥取市湖山町北３丁目201番地　市住３―46号、旧住所鳥取県鳥取市雲山115番地５　カーサ・プリメーラ201号
債務者　吉田　将希
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１３号
鳥取県日野郡日野町板井原432番地
債務者　池田　寿栄
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１１６号
鳥取県米子市福市1827番地
債務者　金折　敏則
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１３３号
鳥取県米子市永江881番地　県住55―１棟440号
債務者　小笹　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１２号
徳島県阿南市下大野町渡り上り459番地
債務者　前川なつみ
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第１３号
徳島県海部郡海陽町大里字宮ノ後30番地40
債務者　須賀　忠信
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第１４号
徳島県阿南市福村町南筋126番地１　山一荘６号室
債務者　藤村　麻美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第２１号
徳島県阿南市吉井町皇神７―３、住民票上の住所徳島県阿南市吉井町片山25番地
債務者　片山　康子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７４号
愛媛県宇和島市朝日町２丁目２番10号、前住所愛媛県宇和島市津島町高田甲597番地１　２階３号室
債務者　新田　智昭
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第７１号
高知市青柳町62番地１　ロゼ２―301、申立時住所高知市本宮町222番地
債務者　國則　彰夫
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２２７号
高知市佐々木町11番地３　四国電力佐々木アパート203
債務者　近藤　　剛
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８２号
高知県香南市吉川町吉原114番地２
債務者　西村　順一
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７２号
高知県香南市野市町西野664番地11、住民票上の住所高知県香南市野市町西野204番地14
債務者　井上　芙紀
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８５号
高知市高見町235―１　レオパレスまほろば高見104号室、住民票上の住所高知市弥生町15番28号
債務者　石原　壮一
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
高知地方裁判所破産係